

【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件名：「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案)について

日時：令和2年3月27日(金) 10:33~10:37

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進する「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、性的マイノリティ当事者が抱える生きづらさを解消するため、「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」を創設し、当事者の生活上の障壁を取り除く取組を進めるため。

●付議概要

「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案)について

「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」の創設に向けて、次に記載する事項のほか、制度の内容について、広く市民意見を募集する。

1 概要

- ・パートナーとして共に生活をしていきたいカップルの気持ちを受け止めるもの
- ・当該カップルに、両者が人生のパートナーである旨を宣誓してもらい、川崎市が「宣誓書受領証」等を交付することにより、宣誓の事実を川崎市が公的に認めるもの

2 定義

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう(戸籍上、異性間の2人を含む。いわゆる「事実婚」は除く。)

(2) 宣誓 2人の者が市長に対し、パートナーシップを有することを誓うことをいう。

3 宣誓の方法

宣誓をしようとする者は、予約の上、2人で制度所管部署に来庁し、市職員の面前において、「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップ宣誓に関する確認書」を自ら記入し、必要書類を添えて、市長に提出する。

●結論

案のとおり了承。